

雅亮会 定款

第1章 総則

第1条（名称）

当法人は、一般社団法人雅亮会と称する。

第2条（事務所）

当法人は、主たる事務所を大阪市浪速区大国2丁目2番27号 願泉寺内に置く。

第3条（目的）

当法人は、「天王寺楽所」の伝統を継承すべく設立された雅楽演奏団体であり、聖徳太子奉賛と重要無形民俗文化財『聖霊会の舞楽』の文化財的価値を保持すべく、雅楽・舞楽の技能を研鑽し、演奏を行うことを目的とする。

第4条（事業）

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）四天王寺の各種法要への参仕
- （2）天王寺舞楽協会が主催する事業への協力
- （3）天王寺舞楽研究例会の開催
- （4）天王寺楽所雅亮会雅楽伝習所の運営
- （5）その他の演奏会、講習会、研究会等の開催
- （6）その他の依頼雅楽・舞楽への出演
- （7）雅楽・舞楽普及に対する貢献
- （8）前各号に附帯又は関連する事業
- （9）その他当法人の目的達成に必要な事業

第5条（公告の方法）

当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

第6条（法人の構成員）

当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- （1）正会員
- （2）準会員
- （3）協力会員

第7条（会員の資格要件）

- 1 当法人の会員としての資格要件は以下のとおりである。
 - (1) 当法人の目的を達成するにあたり、正会員、準会員および協力会員のそれぞれの立場に相応しい技量があるとして理事会が認めた者であること
 - (2) 聖徳太子奉賛の思いがあること
 - (3) 『聖霊会の舞楽』の重要無形民俗文化財としての価値を十分に認識し、その保護に努めること
 - (4) 当法人における研鑽・演奏を、雅楽人としての活動の中心に据えること
 - (5) 当法人の定款（及び社員総会にて別途定める会員細則）を遵守し、当法人の名誉を傷つける行為及び当法人の目的に違反する行為を厳に謹み、「天王寺楽所」の一員として恥じることのない振る舞いをする
 - (6) その他社員総会にて別途定める会員細則に基づいて理事会が定める入会に際しての誓約条件を遵守する旨意思表示すること
- 2 会員は、その地位にある限り、前項の資格要件を維持しなければならない。

第8条（会員の種別）

- 1 正会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人の社員である個人の会員である。
- 2 準会員とは、当法人の目的に賛同し、正会員となる資格を有する個人の会員である。
- 3 協力会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人を支援し、当法人と連携する個人または法人の会員である。

第9条（正会員）

- 1 正会員になろうとする者は、理事会が別途定める様式の書面にて申し出るものとし、理事会は、第7条の資格要件が正会員に相応しく充足されていることを面接その他適切な措置を講じて審査を行い、その可否を本人に通知する。
- 2 正会員は、令和6年6月5日以降3年毎に、当該年6月5日までに、社員総会にて別途定める当法人の目的に賛同し、第7条の資格要件を維持している旨の誓約書を提出しなければならない。
- 3 正会員は、病気その他やむを得ない理由により第49条の事業計画にて定められる当法人の行事への参加が困難となった場合、理事会に対して理由を添えて協力会員への移行を申し出ることができる。その場合、理事会は理由を斟酌し協力会員への移行を認めることができる。

第10条（準会員）

- 1 準会員になろうとする者は、理事会が別途定める様式の書面にて申し出るものとし、理事会は、第7条の資格要件が満たされていることを面接その他適切な措置を講じて審査を行い、その可否を本人に通知する。
- 2 準会員は、その地位を取得してから2年経過後に自動的に準会員としての資格を喪失する。ただし、病気その他やむを得ない理由により第49条の事業計画にて定められる当法人の行事へ出席できない場合は、理事会に対して理由を添えて期間延長を申し出る

ことができる。その場合、理事会は理由を斟酌し準会員としての期間を延長することができる。

- 3 正会員となろうとする準会員は、前号により準会員の資格を喪失するまでに、前条1項により正会員の地位を得なければならない。
- 4 準会員は、病気その他やむを得ない理由により第49条の事業計画にて定められる当法人の行事への参加が困難となった場合、理事会に対して理由を添えて協力会員への移行を申し出ることができる。その場合、理事会は理由を斟酌し協力会員への移行を認めることができる。

第11条（協力会員）

- 1 協力会員になろうとする者は、理事会が別途定める様式の書面にて申し出るものとし、理事会は、第7条の資格要件が満たされていることを面接その他適切な措置を講じて審査を行い、その可否を本人に通知する。
- 2 協力会員の権利義務については、社員総会にて別途定める会員細則によって定める。

第12条（各会員就任の可否に対する不服申立て等）

各会員に関する理事会による入会の可否の判断については、その理由の開示及び苦情の申出を含め一切の不服申立ては行うことはできない。

第13条（会費）

- 1 会員は、社員総会で別途定める会員細則に基づいて理事会が定める年会費を、期日までに納めなければならない。
- 2 社員総会で別途定める会員細則に基づいて、当法人が臨時に資金を必要と理事会が判断するときは、会員は、理事会の決議により決定される臨時会費や拠出金を、別途定める期日までに納めなければならない。
- 3 納付済みの会費その他拠出金は、理由の如何を問わずこれを返還しない。

第14条（会員の権利義務）

会員の権利義務については、社員総会にて別途定める会員細則にて定める。

第15条（退会）

会員は、理事会に対して書面にて退会の日から1か月前までに退会届を提出することにより退会できる。

第16条（資格の喪失）

- 1 会員は、本定款で定めるほか、次の各号に掲げる場合にその資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき
 - (2) 年会費を1年以上滞納したとき
 - (3) 除名されたとき
 - (4) 死亡し、又は会員である団体が解散したとき

(5) 総社員が同意したとき

2 前項により資格喪失した場合であっても、会員としての未履行の義務がある場合、これを免れることはできず、既に支払済みの第13条の会費等の返還を受けることはできない。

第17条 (処分、除名)

1 会員が次の各号に該当するときは、理事会は、その会員に対し、説諭、戒告（3か月以上の別途理事会が定める公式行事への参加禁止を伴うものとする）の処分をすることができる。

(1) 本定款又はその他の規則に違反した場合に（第7条の資格要件の不充足を含む。）、その程度が軽微であるとき

(2) その他処分すべき正当な事由があるとき

2 会員が次の各号に該当するときは、理事会は除名の発議を行い、社員総会の決議により、当該会員を除名することができる。

(1) 本定款又はその他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

3 理事会は、本条の処分又は発議を行う前に、当該会員に必要な弁明の機会を与えるものとし、非行事実の調査を十分行うものとする。

4 本条に基づく処分または除名をした場合、その内容を適宜の方法にて処分または除名を受けたものに通知する。

5 本条に基づく処分または除名をした場合、適宜の方法で処分の事実を会員に告知する。

第18条 (会員名簿)

1 当法人は、会員の種別、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成する。

2 会員は、会員名簿記載の住所に変更があった場合には遅滞なく書面をもって変更の事実および変更後の住所を届出なければならない。

3 当法人から会員への通知は、会員名簿記載の住所に宛てて発すれば足りるものとし、当該通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

4 会員名簿は、主たる事務所に備え置くものとする。

第19条 (天王寺楽所雅亮会雅楽伝習所)

1 当法人は、将来会員となるものを育成するために、下部組織として天王寺楽所雅亮会雅楽伝習所を設置し運営するものとする。

2 天王寺楽所雅亮会雅楽伝習所の運営の詳細は理事会によって定める。

第3章 社員総会

第20条 (種別)

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

第21条（構成）

社員総会は、総会開催時のすべての社員により構成する。

第22条（開催）

- 1 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

第23条（招集）

- 1 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があった場合、あらかじめ理事会にて指名された理事がこれに当たる。
- 2 社員総会の招集は、1週間前までに招集通知を発して行う。

第24条（議長）

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会にて指名された理事がこれに当たる。

第25条（決議）

社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数でこれを決する。

第26条（議事録）

- 1 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議長から指名された理事が議事録を作成する。
- 2 社員総会の議事録は、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

第27条（委任状）

社員総会に出席できない社員は、社員総会で別途定める会員細則で定める様式の書面を提出することにより、他の社員を代理人として議決権を行使することができる。

第4章 役員

第28条（役員の設定）

- 1 当法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、3人以内を副理事長とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とす

る。

第29条（役員を選任）

- 1 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長および副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第30条（理事の職務及び権限）

- 1 理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。

第31条（監事の職務及び権限）

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事、参事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第32条（役員任期）

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員として選任された理事の任期は、他の在任理事の残任期間と同一とする。
- 4 第28条1項に定める定数に足りなくなるとき又は監事が欠けた場合は、退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第33条（報酬等）

理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第34条（役員解任）

理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第5章 理事会

第35条（構成）

- 1 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、理事の補佐として若干名の参事を置くことができる。参事に対し、理事会の決議により報酬を支払うことができる。

第36条（権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- （1）当法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）理事長の選定及び解任
- （4）その他総会の決議を必要としない業務の執行に関する事項

第37条（招集）

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集は、理事会の1日前までに招集通知を発することにより行う。

第38条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

第39条（決議）

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第40条（決議の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第41条（役員以外の者の出席）

理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を要請し、その意見を求めることができる。

第42条（楽頭・楽監）

- 1 理事会は、当法人に、次の役職を置くことができる。
 - （1）楽頭 楽道に精通し、天王寺楽所の楽統を体現する者 1人
 - （2）楽監 会員の師表にして、本会の技術向上に甚大な寄与した者 若干人数

- 2 楽頭及び楽監の選解任は、理事会において決議する。
- 3 楽頭及び楽監は、理事又は参事との兼職を妨げない。
- 4 楽頭及び楽監の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 楽頭及び楽監に対し、理事会の決議により報酬を支払うことができる。

第43条（楽頭・楽監の職務）

- 1 楽頭及び楽監は、天王寺楽所の演奏に関わる事柄を総括する。
- 2 楽頭及び楽監は、理事会から諮問された事項について意見を述べ、理事長及び副理事長の相談に応じるものとする。
- 3 楽監の間で演奏に関わる意見の対立が生じた場合には、楽頭が裁定する。楽頭を欠く場合には楽監の多数決で決する。

第44条（楽頭・楽監と理事会の関係）

- 1 楽頭及び楽監は、各理事に対し、演奏に関わる議案の発議を求めることができる
- 2 理事会は、演奏上の重要な決定をするときは、事前に、楽頭及び楽監に諮問しなければならないものとし、理事会は当該諮問を最大限尊重して決定するものとする。
- 3
 - (1) 楽頭又は楽監は理事会がなした演奏上の決定に関して、理事会に対して意見を申し出ることができる。
 - (2) 楽監が前項の意見を申し出る場合には楽頭の承諾を得なければならない。楽頭を欠く場合には、楽監の過半数の承諾を得なければならない。
 - (3) (1)号の意見の申立てがあった場合、理事会は当該意見を尊重し、その決定について再議するものとする。

第45条（顧問）

- 1 理事会は、当法人に顧問を置くことができる。
- 2 顧問の職務及び権限については理事会がこれを定める。
- 3 顧問の選解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問は無報酬とする。

第46条（理事会運営規則）

理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第47条（議事録）

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 理事会の議事録は、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。
- 3 理事会は、作成した理事会の議事録を、速やかに楽頭及び楽監に報告する。

第6章 計算

第48条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第49条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

第50条（事業報告及び決算）

1 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類及び監査報告については、定時社員総会の招集の通知に際して、社員に対して提供する。

3 第1項の書類については定時社員総会に提出するものとし、同項第1号の書類については定時社員総会にその内容を報告し、同項第3号及び第4号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

4 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

第51条（定款の変更）

本定款を変更する場合は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

第52条（解散）

当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第53条（残余財産）

1 当法人が解散するに際して有する残余財産は、四天王寺、天王寺舞楽協会又は第3条の目的を達成に資すると理事会が判断する団体に寄付するものとする。いずれに寄付するかは、解散を決議する総会に先立って理事会にて審議した上で理事長が解散決議を行う総会に提案し、解散決議を行う社員総会にて決議する。

2 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 補則及び細則

第54条（補則）

本定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別途定める。

第55条（細則）

本定款を施行するため必要な細則は、理事会がこれを定める。

附 則

第56条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

第57条（設立時の役員）

当法人の設立時の理事、設立時の代表理事および設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	藤原憲、小野真龍、蓮沼善行、吉光信昭、寺西覚水、新發田恵司、 中原詳人、北中廣興、多治見真篤、曾根暢貴
設立時代表理事	小野真龍
設立時監事	園淵和夫、眞藤眞

第58条（設立時の社員）

当法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

設立時社員	藤原 憲
	小野 真龍
	蓮沼 善行
	吉光 信昭
	寺西 覚水
	新發田 恵司
	中原 詳人
	北中 廣興
	多治見 真篤
	曾根 暢貴
	園淵 和夫
	眞藤 眞

第59条（設立初年度の事業計画）

当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算書は、設立時社員の定めるところによる。

第60条（定款に規定のない事項）

本定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人雅亮会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印する。

令和5年8月31日

設立時社員	藤原	憲	⑩
同	小野	真龍	⑩
同	蓮沼	善行	⑩
同	吉光	信昭	⑩
同	寺西	覚水	⑩
同	新發田	恵司	⑩
同	中原	詳人	⑩
同	北中	廣興	⑩
同	多治見	真篤	⑩
同	曾根	暢貴	⑩
同	園淵	和夫	⑩
同	眞藤	眞	⑩